

目次

1. 序.....	12
1.1 この手引について.....	12
1.2 この手引は誰のため？	12
1.3 CLP とは何か、そしてなぜ我々はそれを持つのか？	12
1.4 ハザード分類、表示及び包装とは何か？	13
1.5* リスクのアセスメントについて？	14
*JETOC 注：原文には抜けているが、本文中には存在する。	
1.6 欧州化学品庁（ECHA 又は庁）の役割は何か？	14
2. CLP の下での役割及び義務	15
2.1 CLP の下での役割	15
2.2 CLP の下での義務	16
3. CLP の実施	19
3.1 どこから始めるか？	19
3.2 あなたは何をしなければならないか？	19
3.3 CLP への移行.....	20
4. CLP の DAD/DPD との類似点及び相違点	22
4.1 物質の分類	22
4.2 有害性（hazardous）対危険性（dangerous）	24
4.3 混合物の分類.....	24
4.4 表示	24
4.5 調和化された分類.....	24
5. CLP 及び DAD/DPD－重要用語の比較.....	26
5.1 分類及び表示のために使用される用語	26
6. 分類の一般的特徴	28
6.1 分類	28
6.2 自己分類及び調和化された分類.....	29
7. 調和化された分類の使用	31
7.1 背景	31
7.2 調和化された分類の使用法.....	31
8. 変換表の使用	33
8.1 既存分類の変換	33
9. 情報源	34
9.1 どこで情報を見つける？	34
9.2 その他の情報源	34

9.3	試験	36
10.	CLPにおける試験の役割	37
10.1	試験の役割	37
10.2	物理的ハザードについての試験	37
10.3	健康及び環境ハザードについての試験	37
11.	物質の分類	39
11.1	物質を分類するための基本的ステップ	39
11.2	利用可能な情報の収集	39
11.3	適切で信頼性があることを確実にするために情報を審査する	40
11.4	分類クライテリアに対して情報を評価する	40
11.5	適切な分類について決定する	41
12.	混合物の分類	43
12.1	CLPの下での新しい特徴	43
12.2	異なる一連の情報に対する柔軟なアプローチ	43
13.	表示	45
13.1	何を表示しなければならないか?	45
13.2	誰が表示をしなければならないか?	45
13.3	どのように表示しなければならないか?	45
13.4	ラベルはどの言語で書かれなければならないか?	46
13.5	ラベル上にはどんな情報が要求されるか?	46
13.6	製品識別子	47
13.7	ハザード絵表示	48
13.8	注意喚起語	48
13.9	ハザードステートメント	48
13.10	予防ステートメント	49
13.11	ハザード及び予防ステートメントに対するコード	49
13.12	補足情報	50
13.13	あなたはどのようにあなたのラベルを編成すべきか?	50
13.14	あなたはいつあなたのラベルを更新しなければならないか?	51
13.15	包装されない物質及び混合物	52
14.	表示についての優先規則の適用	53
14.1	優先規則の適用	53
14.2	注意喚起語	53
14.3	ハザード絵表示	53
14.4	ハザードステートメント	54
14.5	予防ステートメント	54
15.	特定の表示及び包装の状況	56

15.1	様々な表示及び包装の状況.....	56
15.2	小さい又は表示困難な包装材に対する表示の免除.....	56
15.3	子供には開けられない留め具及び触知できる警告の規定についての包装規則.....	56
15.4	様々な層の包装材の表示に対する特定の規則.....	57
16	安全性データシート.....	58
16.1	あなたはいつ更新する必要があるか？.....	58
16.2	あなたは何を更新する必要があるか？.....	58
17	分類及び表示インベントリー—物質の届出.....	60
17.1	分類及び表示インベントリー.....	60
17.2	誰が届け出る必要があるのか？.....	60
17.3	あなたは届出にどんな情報を含めるか？.....	60
17.4	あなたは届出にどんな書式を使用しなければならないか？.....	61
17.5	次に何が起こるか？.....	62
18	新しいハザード情報.....	63
18.1	あなたはハザード情報を最新の状態にしておく必要がある！.....	63
18.2	あなたは何をしなければならないか？.....	63
19	代替化学名使用への要請.....	65
19.1	序.....	65
19.2	誰が誰に要請を提出するのか？.....	65
19.3	どの物質が含まれるのか？.....	65
19.4	あなたはどのように要請を提出するのか？.....	66
20	情報の記録及び要請.....	67
20.1	REACH 及び CLP は、分類及び表示に関してどんな記録保持をあなたに要求するか？	67
20.2	あなたはこの情報を誰に示さなければならないか？.....	67
21	調和化された分類及び表示の提案.....	68
21.1	提案は何についてであるべきか？.....	68
21.2	誰が提案を提出できるか？.....	68
21.2	あなたは会社としてどのように提案を提出するか？.....	69
21.3	提案は提出された：次に何が起こるか？.....	70
22	川下法規—概観.....	71
22.1	川下法規.....	71
22.2	EU 川下法規における「危険な」物質及び調剤.....	73
23	CLP の顧客としての、殺生物性製品及び植物保護製品.....	74
24	物質の分類によって発動される REACH の下での義務.....	75
25	物質情報交換フォーラム（SIEF）.....	76

25.1	SIEF とは何か？	76
25.2	なぜ SIEF が CLP に関する手引の中で考慮されるのか？	76
25.2	あなたは SIEF に参加しなければならないか？	76
25.3	あなたは SIEF に参加できるか？	77
26	CLP に関連する REACH 手引文書	78
付属書 1.	UN GHS のパイロット試行からの例	80
	序	80
A1.1.	混合物分類クライテリアの適用の例：ハザード：急性経口毒性	80
A1.2.	混合物分類クライテリアの適用の例：ハザード：皮膚腐食性／刺激性.....	81
付属書 2.	用語集.....	83
付属書 3.	追加の情報源.....	89
付属書 4.	UN GHS と CLP.....	90
A.4.1	背景.....	90
A.4.2.	追加のハザードクラス.....	90
A.4.3.	CLP に含まれていない UN GHS カテゴリー.....	90
A.4.4.	追加の表示及び法則規則	90
A.4.5.	植物保護製品	90

表の目次

表 1	CLP の下でのあなたの役割の特定.....	15
表 2	製造業者又は輸入業者の義務.....	16
表 3	川下ユーザーの義務（配合業者／再輸入業者を含む）.....	17
表 4	流通業者の義務（小売業者を含む）.....	17
表 5	ある種の特定のアーティクルの生産者の義務.....	18
表 6	CLP ハザードクラス及びカテゴリー.....	23
表 7	重要用語－CLP と比較された DSD 及び DPD.....	26
表 8	CLP 付属書 I の section1.2.1 で定義された、ラベル（及び絵表示）のサイズ.....	45
表 9	CLP の下でのハザード及び予防ステートメントのコードの範囲.....	49
表 10	子供に開けられない留め具及び／又は触知できる警告に対する CLP 規定の契機となる、ハザード分類.....	56
表 11	子供に開けられない留め具に対する CLP 規定の契機となる物質（CLP 付属書 II、3.1.1.3）.....	57
表 12	成分情報.....	80
表 13	成分及び混合物情報.....	81
表 14	UN GHS に含まれるが CLP に含まれないハザードカテゴリー.....	90

図の目次

図 1	物質を分類するための 4 つの基本的ステップ.....	39
図 2	他の法規によって要求される情報を組み込んだラベルの例.....	51
図 3	IUCLID 5 の 1 画面.....	62
図 4	新しいハザード情報についてすべきこと.....	64
図 5	提案を作成し、提出するために要求されるステップ.....	69
図 6	調和化された分類及び表示についての提案の提出に伴い、庁及び欧州委員会によってとられる手続.....	70